

## 郡山市まちなかりノベーション賃借料支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市中心市街地における遊休不動産の利活用を図るために、郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助金交付要綱（令和8年6月3日制定、以下「改修工事支援補助金要綱」という。）に基づく補助金の交付を受けリノベーションを行った遊休不動産（以下「対象遊休不動産」という。）を、所有者から賃借して利活用する事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、改修工事支援補助金要綱において使用する用語の例による。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を行う個人又は団体で、利活用事業を開始する、又は開始している者とする。ただし、遊休不動産を賃貸する事業においては、改修工事支援補助金要綱第2条第1項第5号アからエまでに規定する事業を開始する者との賃貸借契約を締結している者に限る。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 利活用事業の開始した日の属する月の翌月から起算して2年が経過した者
- (2) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当していると認められる者
- (3) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象遊休不動産に係る月ごとの賃借料（管理費、共益費、光熱水費、駐車場使用料その他の経費は除く。）とし、補助金の交付の申請日の属する年度に発生するものを対象とする。

2 補助対象経費は、利活用事業の開始した日の属する月の翌月から起算して24か月を限度とする。

3 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、月ごとに算出した補助金の額（以下「補助月額」という。）とする。

4 補助月額は、1か月当たり3万円を限度とする。

5 第3項の規定により算出した額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

6 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税額に相当する額は補助対象経費としない。

7 国、地方公共団体等から別に交付を受けた補助金その他これに類する収入に計上された補助対象経費は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条

第1号の補助事業等事業計画書は郡山市まちなかりノベーション賃借料支援補助事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は郡山市まちなかりノベーション賃借料支援補助事業収支予算書（第2号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 同意書兼誓約書（第3号様式）
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 利活用事業を開始する又は開始したことが確認できる書類
- (4) 通帳の写しその他の振込先の口座を確認できる書類
- (5) 国、地方公共団体等から交付を受けた補助金その他これに類する収入に計上された補助対象経費を確認できる書類（当該収入がある場合に限る。）
- (6) その他参考となる書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、年度ごとに行うものとする。

（軽微な変更の範囲）

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更とする。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 利活用事業の開始から2年以上利活用事業を継続して実施すること。
- (3) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (4) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は郡山市まちなかりノベーション賃借料支援補助事業収支決算書（第4号様式）とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 郡山市まちなかりノベーション賃借料支援補助事業実績報告書（第5号様式）
- (2) 領収書その他の支払いを確認できる書類
- (3) 対象遊休不動産において利活用事業を実施していることが確認できる書類
- (4) その他参考となる資料

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合す

ると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第10条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月3日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

郡山市まちなかりノベーション賃借料支援補助事業計画書

1. 申請者の概要

1	区分 (いずれかに○)	個人 ・ 法人(団体)		※法人(団体)の場合は記入してください。	
				フリガナ	
				法人(団体)名	
2	氏名 (法人(団体)の場合、代表者の役職も記載)	役職			
		フリガナ			
		氏名			
3	住所又は所在地	〒			
4	連絡先	電話番号			
		メールアドレス			
5	資本金 (法人(団体)の場合は記入)				
6	事業経験 (いずれかに○)	あり	ありの場合	事業内容(概要)	
				なし	

2. 利活用事業内容

1	店舗(予定)名				
2	業種	3	利活用事業開始(予定)日	年	月 日
4	利活用事業内容				
5	営業時間・等 定休日	6	従業員数 (申請者本人は除く。)	※正規、非正規従業員数等のそれぞれの人数を記入	
7	事業計画				
8	補助金理由				

### 3. 申請内容

1	これまでの支払われた本補助金の額	あり ・ なし	ありの場合に記入	最終補助金交付決定日 (決定通知文書番号)	年 月 日 ( 郡都第 号)		
				補助金交付合計月数	月		
				補助金交付合計額	円		
2	活用物件の 所在地	〒963- 郡山市					
3	賃貸借契約 締結日	年 月 日					
4	賃借料	家賃 対象月	支払月	月額 (税抜)	(A) × 1/2	限度額	(B) か (C) の いずれか少ない方
				(A)	(B)	(C)	(D)
		月	月	円	円	30,000 円	円
		月	月	円	円		円
		月	月	円	円		円
		月	月	円	円		円
		月	月	円	円		円
		月	月	円	円		円
		月	月	円	円		円
		月	月	円	円		円
		月	月	円	円		円
		月	月	円	円		円
		月	月	円	円		円
月	月	円	円	円			
5	補助金交付申請額 ( (D) の合計額 ) (E) ※100円未満は切り捨て				円		

※「支払月」は契約等において定められた家賃の支払日の属する月を記入してください。

※ 利活用事業の開始した日の翌月から24か月分が対象となります。

(例) 開始日が10月の場合の申請対象月数(翌月分の家賃を前月に支払う場合)

当該年度: 11月分家賃(10月支払)～翌年4月分家賃(翌年3月支払)の6か月分

翌年度: 5月分家賃(4月支払)～翌年4月分家賃(3月支払)の12か月分

翌々年度: 5月分家賃(4月支払)～10月分家賃(9月支払)までの6か月分

合計24か月分

※ 会計年度(4月1日～翌年3月31日)ごとに申請が必要になります。2年度目以降の申請が遅れると、上限である24か月分の交付を受けられない場合があります。

※ 交付決定前に支払った賃借料は対象外になります。

郡山市まちなかりノベーション賃借料支援補助事業収支予算書

1. 収入の部

（単位：円）

区分	内容	予算額
本補助金 （第1号様式（E）の額）	郡山市まちなかりノベーション賃借料支援補助金	円
その他補助金等 （国、地方公共団体等から 交付を受けたもの）		円
自己資金	貯蓄等	円
借入金		円
その他		円
合 計		円

2. 支出の部

（単位：円）

区分	内容	予算額（税込）
補助対象経費	____年__月__月～____年__月__月の ____か月分の家賃	円
補助対象外経費	賃貸借契約書における家賃以外の額（管理費、共益費等）	円
合 計		円

※ 「内容」には各区分の詳細を記入願います。

※ 行が不足する場合には、適宜追加してください。

同意書兼誓約書

年 月 日

郡山市長

住所又は  
申請者 所在地 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏 名

(法人(団体)名及び  
代表者役職氏名)

\_\_\_\_\_ (自署又は記名押印)

電話番号 \_\_\_\_\_

郡山市まちなかりノペーション賃借料支援補助金申請に当たり、郡山市まちなかりノペーション賃借料支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を確認し、下記の事項について同意及び誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

【同意事項】

- 税務担当課へ次の税目の納付状況(税目、税額、申告の有無等)の照会に関すること。

(確認税目)

個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税

- 本補助金の申請及び実績報告の内容について、市が必要に応じて関係所属と情報共有を行うこと。
- 物件所有者や周辺地域住民等の関係者との間に起きたトラブルについては、市で一切責任を負わないこと。

【誓約事項】

- 補助金申請書、事業計画書（第1号様式）、収支予算書（第2号様式）その他必要書類に記載の内容等に偽りが無いこと。
- 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当していないこと。
- 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行うものではないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものではないこと。
- 宗教活動又は政治活動を目的とするものではないこと。
- 利活用事業に関して必要な許認可等を取得しているもの。
- フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき利活用事業を行うものではないこと。
- 要綱第4条に規定する補助対象経費とならない経費を含んでいないこと。
- 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- 利活用事業の開始から2年以上利活用事業を継続して実施すること。
- 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- 補助金の交付の対象となった事業について市長が行う調査に協力すること。

※記載内容に虚偽等があった場合は、補助金の決定を取り消すことがあります。

※記載内容や添付書類に不備があった場合は、補助金の交付の決定が遅れることがあります。

郡山市まちなかりノベーション賃借料支援補助事業収支決算書

1. 収入の部

（単位：円）

区 分	内 容	決算額
本補助金 （第5号様式（E）の額）	郡山市まちなかりノベーション賃借料 支援補助金	円
その他補助金等 （国、地方公共団体等から 交付を受けたもの）		円
自己資金	貯蓄等	円
借入金		円
その他		円
合 計		円

2. 支出の部

（単位：円）

区分	内容	決算額（税込）
補助対象経費	_____年___月 ~ _____年___月の _____か月分の家賃	円
補助対象外経費	賃貸借契約書における家賃以外の額（管 理費、共益費等）	円
合 計		円

※ 「内容」には各区分の詳細を記入願います。

※ 行が不足する場合には、適宜追加してください。

郡山市まちなかりノベーション賃借料支援補助事業実績報告書

1. 利活用事業内容

1	店 舗 名				
2	業 種	3	利 活 用 事 業 開 始 日	年 月 日	
4	利 活 用 事 業 内 容				
5	営 業 時 間 ・ 定 休 日 等	6	従 業 員 数 (申請者本人は除く。)	※正規、非正規従業員数等のそれぞれの人数を記入	
7	事 業 計 画				

2. 報告内容

1	活用物件の所在地	〒963-						
		郡山市						
2	賃借契約締結日	年 月 日						
3	利活用事業開始日	年 月 日						
4	賃 借 料	家賃対象月	支払月	月額(税抜)	(A) × 1/2	限度額	(B) か (C) のいずれか少ない方	
				(A)	(B)		(C)	(D)
		月	月	円	円		30,000 円	円
		月	月	円	円			円
		月	月	円	円			円
		月	月	円	円			円
		月	月	円	円			円
		月	月	円	円			円
		月	月	円	円			円
		月	月	円	円			円
		月	月	円	円			円
		月	月	円	円			円
		月	月	円	円			円
月	月	円	円	円				
5	補助金実績報告額（(D)の合計額）※100円未満は切り捨て (E)					円		

※「支払月」は契約等において定められた家賃の支払日の属する月を記入してください。

※ 利活用事業の開始した日の翌月から 24 か月分が対象となります。

(例) 開始日が 10 月の場合の申請対象月数 (翌月分の家賃を前月に支払う場合)

当該年度 : 11 月分家賃 (10 月支払) ~ 翌年 4 月分家賃 (翌年 3 月支払) の 6 か月分

翌年度 : 5 月分家賃 (4 月支払) ~ 翌年 4 月分家賃 (3 月支払) の 12 か月分

翌々年度 : 5 月分家賃 (4 月支払) ~ 10 月分家賃 (9 月支払) までの 6 か月分

合計 24 か月分

※ 会計年度 (4 月 1 日 ~ 翌年 3 月 31 日) ごとに申請が必要になります。2 年度目以降の申請が遅れると、上限である 24 か月分の交付を受けられない場合があります。

※ 交付決定前に支払った賃借料は対象外になります。